

平成 21 年 12 月 24 日

羽村市教育委員会 殿

羽村市学区審議会

会長 加瀬 哲夫

羽村市公立学校通学区域の一部を変更することについて（答申その 2）

平成 21 年 10 月 30 日付、21 羽教教発第 1655 号をもって貴職から諮問のあった事項
に関し、羽村第二中学校及び羽村第三中学校の通学区域の一部を変更することについて、
羽村市学区審議会要綱第 2 条の規定に基づき別紙のとおり答申します。

羽村市学区審議会答申
(その2)

平成21年12月
羽村市学区審議会

1 はじめに

当審議会は、去る10月30日、「羽村第二中学校、羽村第三中学校及び富士見小学校の通学区域について」の諮問を受けたところである。この審議を行うにあたり、審議内容を整理するため、「松林小学校の卒業生が羽村第二中学校と羽村第三中学校に分かれて進学している通学区域に関する件」を審議事項1とし、「富士見小学校の卒業生が羽村第二中学校と羽村第三中学校に分かれて進学していること及び小中一貫教育における小中学校のグループ化を踏まえた羽村第二中学校、羽村第三中学校及び富士見小学校の通学区域に関する件」を審議事項2とした。

このような中で、審議事項1については、平成21年11月18日付で、「平成22年4月から、松林小学校の通学区域全域が羽村第二中学校の通学区域となるよう規則を改正することが適当である。」とする答申（その1）を行ったところである。

その後、審議事項2の審議を進めてきたところであるが、富士見小学校の通学区域については、昭和55年の武蔵野小学校開校にあたり、五ノ神1丁目から4丁目、緑ヶ丘1丁目、2丁目、神明台1丁目及び神明台2丁目1番地から4番地の区域は富士見小学校の通学区域となり、神明台2丁目5番地から11番地の区域は武蔵野小学校の通学区域に変更となり、現在に至っている。

さらに、昭和57年の羽村第三中学校開校時に羽村第二中学校の通学区域の一部を変更し羽村第三中学校の通学区域としたが、その際、神明台1丁目から4丁目を羽村第三中学校の通学区域としたことで、神明台地区に居住する富士見小学校の卒業生は羽村第三中学校に進学することとなり、同じ富士見小学校の卒業生が羽村第二中学校と羽村第三中学校に分かれて進学することとなっている。

こうした通学区域の変更は、松林小学校と同様、当時の状況からやむを得なかった面があるが、神明台地区の保護者、地域等には、同じ小学校を卒業した子どもたちが同じ中学校へ進学できるようにして欲しいとの要望が根強く残っている。

このことは、本件審議中の平成21年12月11日、神明台地区の富士見小学校児童の保護者、地域住民などから、608名の署名を添えて、松林小学校の通学区域に関する答申その1と同様に「富士見小学校の卒業生全員が羽村第二中学校に進学できるよう通学区域の変更を求める」要望書が提出されたことを見ても明らかである。

一方、現在、羽村市が推進しようとしている小中一貫教育においても、義務教育9年間を通じた継続的できめ細かな指導を行うための小・中学校のグループ化が示されており、この実施にあたっては、現行の通学区域の変更の必要性が生じる。このことから羽村第二中学校、羽村第三中学校及び富士見小学校の通学区域の検討が必要となっている。

当審議会ではこれら様々な状況や答申その1の内容も踏まえ、審議事項2に関する審議を集中的に行った結果、ここに答申その2として提出するものである。

2 審議の経過

審議事項2については、以下の4つの案について慎重に審議を行った。

- 1案：神明台1丁目、2丁目全てを富士見小学校通学区域とし、かつ、羽村第二中学校通学区域とする案
- 2案：神明台1丁目、2丁目全てを武蔵野小学校通学区域とし、かつ、羽村第三中学校通学区域とする案
- 3案：神明台1丁目、2丁目1番地から4番地の区域を羽村第二中学校通学区域とする案（この区域の小学校通学区域は富士見小学校のまま変更しない）
- 4案：神明台1丁目区域を富士見小学校通学区域、かつ、羽村第二中学校通学区域とし、神明台2丁目区域を武蔵野小学校通学区域、かつ羽村第三中学校区域とする案

これら4つの案は、同一小学校から同一中学校への進学が可能となること、神明台町内会や青少年対策富士見地区委員会が小・中学校の通学区域により分断されている状況が解消されること、児童・生徒数の増加に対応できること、低学年の児童が安全に安心して通学できる距離や通学路であることなどを主な観点として提案されたものである。また、それぞれの案に関する児童・生徒数や学級数の推移（推計）も提示されたが、全ての条件を満たすことのできる通学区域変更案はなく、委員からも様々な意見が出された。

こうした中で、2案と3案を中心に議論を進めた。

（2案に対する主な意見等）

- 学校の教育力という観点から、羽村第三中学校の規模が減じ、適正規模が保てないというのは不安がある。また、小中一貫教育における地域との連携を考えると2案に賛成である。
- 学級数の減に伴う教員数の減にはマイナス面もあるしプラス面もある。正規の教員数が減ることで、学級数によっては専科の教科について非常勤講師を付けている学校もあるが、学校長の学校運営の考え方によって全教科に正規の教員をつけることは可能である。教育の内容は学校規模の大小で差はないと考える。

（3案に対する主な意見等）

- 1案と2案は学校施設の整備が必要ですぐには対応できない。来年度中から三中区域で小中一貫教育が試行されるということであり、子どもたちのことを考えると早く学区を確定すべきである。3案が一番有力と考える。
- 松林小学校同様、富士見小学校卒業生が二つの中学校に分かれて進学している現状を解決するため、富士見小学校通学区域の全てが羽村第二中学校の通学区域となるよう変更すべきである。従って3案がもっとも望ましい。なお、変更の時期は平成22年4月からとすべきである。

- 富士見小学校の通学区域の全てを羽村第二中学校の通学区域とすると、羽村第三中学校のクラス数が減少する。クラス数の減少は正規教員数の減少を招き、中学校としての学校運営上課題がある。羽村市民が学校の規模やそれに伴う差異によることなく等しく教育を受けることができるよう、中・長期的な視点も持って考えるべきである。
- 神明台1丁目の福生寄りから武蔵野小学校まで大人がゆっくり歩いて約30分かかった。小学校1、2年生の足ではおそらく40分から50分かかるのではない。学校との距離、安全面を考えると3案である。
- 3案に賛成である。地域の分断については町内会として努力すれば解決できると考える。保護者が一所懸命署名を集めたが、その努力を汲みとって欲しい。
- 短期間のうちに多くの署名を集めている。長い間、この地域には他の富士見小学校卒業生とともに羽村第二中学校へ進みたいという願いがあった。子どもたちや地域の願いに応えていただきたい。3案に賛成である。

審議事項2については、全ての委員の意見の一致をみることはできなかった。このため、審議会として4つの案のどの案を選択するか、挙手による採決を行った。

1回目の採決では、1案が0人、2案が1人、3案が10人、4案が0人で、出席委員21人の過半数に達する案がなかったため、さらに議論したのち2回目の採決を行った。

2回目の採決では、1案が0人、2案が1人、3案が12人、4案が0人となり、出席委員の過半数を超える賛成のあった3案を当審議会の結論とすることに決定した。

また、当審議会に諮問された事項は「羽村第二中学校、羽村第三中学校及び富士見小学校の通学区域について」であり、答申は便宜的に二つに分けたものであることから、通学区域を変更する時期や経過措置についての考え方は、答申その1と答申その2を統一していくこととなった。

3 審議結果

審議事項2については、富士見小学校の卒業生全員が羽村第二中学校に進学できるよう、平成22年4月1日より富士見小学校の通学区域全域が羽村第二中学校の通学区域となるよう規則を改正することが適当との結論を得た。

あわせて、今回の通学区域の変更に伴う措置として、平成24年度までの期間、羽村第二中学校へ入学することとなる富士見小学校の児童については、中学校入学時に限り羽村第三中学校への入学も可能とすることが適当との結論であった。

4 おわりに

本答申は、短期間での集中的な審議の中で、答申その1と同様に同じ小学校を卒業した子どもたちが同じ中学校へ進学するように通学区域を変更するという結論となった。かつ、実施時期や経過措置も同様に行うこととした。

このことは、松林小学校と富士見小学校の卒業生が羽村第二中学校と羽村第三中学校とに分かれて進学するという、長年の課題の解消が図れること、また、今後、羽村市が推進する小中一貫教育における小中学校のグループ化とも概ね合致するものであると考える。

審議を通じて、各委員から、それぞれの立場での意見が出されたが、いずれの意見も、子どもたちの学校生活や通学距離、施設面など、良好な教育環境を願ったものであると考える。それらの意見を踏まえ、子どもたちの実態や保護者、地域等の要望に沿う答申を行うことができたものとする。

【参考資料】

○羽村市学区審議会委員名簿

(平成 21 年 12 月 14 日現在)

区 分	氏 名	備 考
学識経験者	加 瀬 哲 夫	元教育委員長
〃	川 津 絃 順	元小学校長
〃	矢 部 久 子	会社社長
町内会・自治会の 代表者	新 井 昭 生	神明台町内会長
〃	平 辰 男	緑ヶ丘三丁目町内会長
〃	石 原 將 司 (H21.12.14～) 戸 塚 雅 実 (H21.10.30 ～)	東台町内会長 東台町内会前育成部長
〃	和 田 豊	富士見平第一町内会長
〃	安 藤 稔	羽村団地自治会副会長
PTA の代表者	荻 原 稔	富士見小学校 PTA 会長
〃	中 野 久 信	松林小学校 PTA 会長
〃	川 島 輝 美	武蔵野小学校 PTA 会長
〃	関 本 宇 一	羽村第二中学校 PTA 会長
〃	斎 木 栄 次	羽村第三中学校 PTA 会長
地区委員会の代 表者	鈴 木 将 史	青少年対策富士見地区委員会会長
〃	若 松 仁	青少年対策松林地区委員会会長
〃	斉 藤 亨	青少年対策武蔵野地区委員会会長
小・中学校長	坂 井 美 恵 子	富士見小学校長
〃	渡 邊 慎 吾	松林小学校長
〃	愛 甲 慎 二	武蔵野小学校長
〃	田 邊 靖 夫	羽村第二中学校長
〃	瀧 島 薫	校長会会長・羽村第三中学校長

○審議経過

(1) 第2回審議会

日時：平成21年11月16日（月）午後7時30分から9時10分

場所：羽村市役所4階 特別会議室

内容：①第1回審議会の会議録について

②審議事項1に対する答申案について

③審議事項2について

④その他

(2) 第3回審議会

日時：平成21年12月14日（月）午後7時30分から9時10分

場所：羽村市役所4階 特別会議室

内容：①第2回審議会の議事録について

②審議事項2について

③その他

(3) 第4回審議会

日時：平成21年12月21日（月）午後7時30分から8時05分

場所：羽村市役所4階 特別会議室

内容：①第3回審議会の議事録について

②審議事項2に対する答申案について

③その他

○諮問文

写

羽教教発第 1655号
平成21年10月30日

羽村市学区審議会 殿

羽村市教育委員会

羽村市公立学校通学区域の一部を改正することについて（諮問）

羽村市公立学校通学区域等に関する規則（昭和44年教委規則第2号）
第5条の規定に基づき、下記事項について諮問します。

記

- 1 羽村第二中学校、羽村第三中学校及び富士見小学校の通学区域について